

第五十一回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第四十四号

(七〇九)

昭和四十一年六月八日(水曜日)

午前十時二十七分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 藏内 修治君 理事 齋藤 邦吉君

理事 瀧谷 直藏君 理事 竹内 黎一君

理事 伊藤よし子君 理事 河野 正君

理事 吉村 吉雄君 理事 龜山 孝一君

大坪 保雄君 小宮山重四郎君

熊谷 義雄君 西村 英一君

中野 四郎君 松山千恵子君

藤本 孝雄君 山村新治郎君

栗山 秀君 滝井 義高君

淡谷 悠藏君 長谷川 保君

辻原 弘市君 受田 新吉君

八木 一男君 谷口善太郎君

吉川 兼光君

出席國務大臣

厚生 大臣 鈴木 善幸君

國務 大臣 安井 謙君

出席政府委員

外務 事務官 安川 壯君

(北米局長)

厚生 事務官 梅本 純正君

(大臣官房長)

厚生 事務官 実本 博次君

委員外の出席者

總理府事務官 大屋敷行雄君

(恩給局恩給顧問 恩給局長)

總理府事務官 白井 正辰君

(恩給局第一課長)

外務 事務官 吉良 秀通君

(アジア局外務 参事官)

参事官 安中 忠雄君

六月八日

委員本島百合子君辞任につき、その補欠として受田新吉君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案(内閣提出第九六号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案の両案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。河野正君。

○河野(正)委員 前回の委員会では若干引き揚げ援護を中心とする質疑を行なったわけでございますが、国会対策の必要上途中で質疑が終りましたので、引き続いて何点かについてお尋ねを申し上げます。

そこで、前回の委員会の中で質疑の途中中断をしたわけでございますが、引き揚げ援護業務というものが、政府の言っておりますように適切に行なわれてきたかどうか、これらの点について質疑があるということでお伺いをいたしましたのでございますが、その中で具体的な例として、太平洋信託統治におきます元アメリカ高等弁務官のホセ・A・ベンデスの談話についてどのような措置が行なわれてきたか、こういう点についてお伺いをいたして、適切なお答えを得られないます中斷された、こういうことでございますから、まずそこからお尋ねを申し上げていきたい、かように考えます。

○実本政府委員 お尋ねの、昭和三十九年九月二十四日のテレビニュースで、アメリカ太平洋信託統治前副高等弁務官のホセ・A・ベンデス氏が、元日本の委任統治領で現アメリカ信託統治領となつた太平洋諸島にはまだ多くの元の日本兵が隠れて生きていると言っていることが報道された、そのことについて外務省並びに厚生省としてはどういうふうな措置をとられたかとお尋ねでございますが、厚生省といたしましては、実はこれに先立ちまして昭和三十七年に、外務省を通じて米國政府に対して、太平洋諸島に元日本兵の生存残留者がいるかどうか、調査を依頼したことがございます。それに対して三十八年に米國政府から、米國が信託統治している太平洋諸島におきましては、元日本兵の残留者はいない、こう回答をいたしましたわけでございます。しかしながら、厚生省といたしましては、さきのベンデス氏のニュースもありましたので、昭和三十九年十月に、元第十四師団の参謀、それから第三十根拠地隊の参謀——これは陸軍と海軍の関係の方でございます。それから元南洋庁の秘書課長、それから南興水産関係の方を招致いたしました、本件について調査を行ないましたが、その結果は、まずグアム島以外の米國信託統治領には現在米軍は駐留しておらず、また、これらの地域は、もと日本の委任統治領であつた関係上、対日感情はきわめて良好であつて、かりに残留者が帰投した場合でも、これに危害を加える心配はなく、残留者が隠れている必要がないということが一点。それから、第二点といたしまして、グアム島以外には米軍基地がないために島民の立ち入り禁止区域がなく、また島も小さくてジャングルも浅いため、島民が自由に行動できるので、かりに残留者がいたとしたとしても、これら島民の目に触れないで自活できる場所がないというふうなことがこの調

査でわかりまして、この調査の結論といたしましては、こういうことから、これらの島には元日本兵の残留者はいないのではないかとというふうな判定をつけたわけでございます。しかしながら、最近さらにベンデス氏に関するテレビニュースもありましたし、それから先生からのことしの予算分科会におきますお尋ねもございまして、さらに重ねて外務省のほうでこれについての調査をするということになっておりました。その結果については、外務省のほうからお答え願いたいと思ひます。

○田中委員長 委員長から申し上げますが、安川北米局長は外務委員会に出席されておられ、十分ほどでこちへ入つてこれらのお話でありますので、北米局長の答弁は十分ほどお待ち願ひたいと思ひます。

○河野(正)委員 委員長の御指示もありましたので、その点は、北米局長が御出席になつて重なお尋ねをすることにいたします。

そこで、引き揚げ援護業務が適切に行なわれてきたかどうかという疑問の一端としてお尋ねをいたしておるわけでございますが、そういう点から重ねてここに明らかにしておきたいと思ひます。点は、たとえば前回の委員会では私がその点について触れた節におきまして、厚生省当局としては、大体この引き揚げ援護業務というものはある程度達成された、こういうような御見解であつたのでございます。ところが、六月三日の新聞紙上等を見てまいりますと、旧満洲地区におきまして孤児というものが非常に多い。そこで、これらについて厚生省としては本腰で調査をする、こういう意味の発表をなされておるわけですね。すでに先週の前委員会におきましては、私に対して、引き揚げ援護業務はあれは終わったのだ、こういう答弁をしながら、一方においては満洲におきまして孤児というものが非常に多いので、そこで調

ですか。これは一商店主にまかすべき作業じゃないでしょう。これはどうですか。

○実本政府委員　いまのケースといたしましては、私、よく確かめて御返答すべきですが、おそらく帰ってこられた唯一の恩給を申請された生き残りの方に、いろいろ調査なりそれから資料の収

集なりについて厚生省が協力をお願いしたのではないかと思いますが、この件につきましては、よく私、自分で究明いたしましてお答え申し上げます。

○河野(正)委員 いまさら究明とかなんとかいう問題ではなくて、これは大きな問題でしょう。千百名という大きな部隊ですよ。それが全然復員名簿に載っていないというんですから、これは非常に

大きな問題でしよう。それをここで指摘されて初めて——これが一人、二人だって、これはとうとう人命ですよ。ところが千百名の問題です。そういう問題をいまもって局長も知らぬ。それはおそろしくその人に協力を求めたんでしようというところ

でなくて、当然厚生省がやらなければならぬ作業
でしょう。そういう大きな問題を、課長もそこ
におられると思うのですよ、その課長すらいまだ知
らぬということでは、これは厚生省が誠意を持っ

てやっておると理解するわけにまいりませんよ。これは嚴重に大臣からも当局に注意を願いたいと思います。千百人の人間が、どこにおるかわからぬようになつて今日まではつたらかき

れておるといふことでは、厚生省の復員業務というものは、世間でもずさんじゃなかろうかという批判があるわけですけれども、そのそしりを免れぬ一例だと思ふ。これは十分頭に入れてくださ

い。委員長から注意がありましたからここで外務省にお尋ねしますが、ずさんな事例はまだ幾らでもあるのですよ。そういうことで、一応この際外務省にひとつお尋ねを申し上げたいと思うので

太平洋信託統治の問題について、元アメリカの高弁事務官ホセ・ペンデスが、まだグアム島以外の島々にはたくさんの生き残り兵がおる、こう

言ったという新聞報道が行なわれておる。そうすると、国民なりその遺家族なり留守家族というものは、あるいは自分の肉親が生き残つておるんじゃないやろうか、こういう疑念を持つと思ふのです。ですから、その報道が誤りなら誤り、もし正しければ当然それに対する処置は望ましいわけですから、その辺はやはり外務省としてもきちつとしていたかぬと、国民は一つの期待を持つと思ひます。そういう意味で、今日ぜひそういう点に対する誠意ある外務省のお答えを聞きたいということ、前委員会からお待ちをしておつたわけですが、その点についての御見解を承りたい。

○安川政府委員 二月でございましたが、河野先生から御質問がございまして、私、そのときよく事情を知らないで、調べておくと申し上げたことを記憶しております。その後、東京の大使館を通じて、御指摘のような情報につきまして調査を依頼したのでございませうけれども、大使館は、太平洋地域のアメリカ側の行政地区と常時連絡があるもので、さつそく調べてみようということでもございましたが、調査いたしました結果は、そのようない言明がなされたことを裏づけるような情報はどうも見当たらないということでございます。少なくとも旧委任統治地域におりますアメリカ側の高等弁務官なりその他責任ある地位にある者が、まだグアム島以外に日本兵が残留しておるといふようなことを言明したという事実はないし、また、そういう事実を裏づけるような情報はないというところでございまして、それから、いまの御指摘のペンデスというところは元太平洋信託統治高等弁務官というふうな報道されたところと承知しておりますが、この人が一体いつどこに在動しておつたかというところは、同時に調べましたところ、どうもこの大使館で調べた限りにおいては、その名前に該当する人を見当たらないということでもございました。ただ、その後もしこういう情報を裏づけるような何らかの情報があれば、至急に連絡をしてもらいたいということは依頼してございませう。

すけれども、その後、大使館からは何らの情報に接しておらないというふうな現状でございませう。ただ、先日当委員会でも再びお取り上げになつて、私出席できませんでしたが、そのお話を伺いましたので、さらに念のために大使館側に對してもう一回調べてくれないかということをお願いいたしました。さつそく調べてみよう、何か情報があり次第に連絡するということでもございませうけれども、今朝までのところ、まだ何も新しい情報に接しておらないのが現状でございませう。

○河野(正)委員 先を急ぎます、ホセ・ペンデスという人が実在しなければ話になりませんから。ですから、それは留保いたします。

そこで、局長お急ぎでございませうから、局長に關係する分について重ねてお尋ねいたします。それは、新聞の報道するところによりますと、モンゴルの政府が日本政府に対して八月一日以降募参團を受け入れる、こういう好意的な回答があつたというふうな承つておるわけですか。そこで、もしできますならば具体的な点について、たとえば募参の時期であるとか団の構成であるとか、こういう点についてひとつ明らかにしていただければ非常にけっこうだ、こういうふうな考えます。

る用意がある、どうぞという話でございまして、さつそく未帰還問題協議会並びに厚生省のほうに御連絡いたしまして、目下人選等を未帰還問題協議会と厚生省のほうで御検討のことと承知しております。

人員につきましては、当初未帰還問題協議会のほうからの御要望で十名内外というお話でございましたので、その点でモンゴル政府のほうは了解しておる次第でございませう。

○河野(正)委員 実はそこで一つ問題がありますのは、募参團の構成についてですが、これは政府の責任においてやるということだろふと思ふのですけれども、その際に未帰還問題協議会に御相談なさる点はいかがなものかという疑問を持たざるを得ない。これは關係者と御相談になるのはけっこうです、国の責任においてやるわけですから、ですから、当然關係者と協議なさつて、未帰還問題協議会も關係者の一員でございませうし、遺族の方々もおられますし、いろいろな關係があると思ひます。そこで、そういう各關係団体と協議の上実行されるのはけっこうですが、一部団体と協議なさつておやりになるという点についてはいかがなものか、こういうふうな考えます。

○実本政府委員 厚生省といたしましては、外務省からのいまのお話で、いま人選なりその計画なりを進めておるわけでございませう。

○河野(正)委員 どう進めているのですか、言ひなさい。その進め方に問題があると言っているのじゃないですか。

○実本政府委員 厚生省といたしましては、時期はまだ確定いたしておりませんが、一応時期なりそれからそのお墓の数なり、それからさういったいろいろな具体的な案件を勘案いたしまして、まず政府のほうからももちろん責任者、それから關係の遺族の方の人選、そういうものをいま考えておるわけでございませう。

○河野(正)委員 そうすると、外務省の発言と食い違ひじゃないですか。外務省は、厚生省と未帰還問題協議会と相談をして人員も大体十人前後、具体的には今後の問題でしようが、時期は八月以降、こういうお答えでしよう。ところがあなたこれは政府の責任でやるわけですか民間の責任でやるのですか、どっちですか。

○実本政府委員 もちろん政府の責任においてやるわけでございませう。

○河野(正)委員 そうすれば、当然外務省と厚生省が中心になつてやるべきであつて、なぜ一部の団体がやらなければならぬのか。これは、正直に言つて、いろいろの派遣のしかたについて問題があるのです。だから言うのです。だから、厚生省が各關係団体と御相談なさるならいいでしょう。なぜ厚生省と列に未帰還問題協議会もやらなければならぬかということですか。

○実本政府委員 私のほうは、外務省からのお話で、厚生省だけで進めておるわけでございませう。

○河野(正)委員 そうすると、外務省と意見が食い違ひじゃないですか。

○吉良説明員 私が先ほど申し上げましたことは、若干誤解があつたかと存じますけれども、その人選の内容等につきましては、外務省はタッチしないと申し上げますか、それはむしろ厚生省が

○吉良説明員 ただいまのモンゴルの募参の問題でございませうが、若干経緯から申し上げますと、未帰還問題協議会のほうからの依頼がございまして、日本から募参団を送りたい、そういう書簡をモンゴルのツェンデンバル首相に伝達してもらいたいという依頼を受けまして、外務省としてはさつそく三月の八日にわがモスクワの大使館に連絡いたしました。それでモスクワの中川大使からモスクワに駐在しますモンゴルの大使にさつそく交渉いたしました。モンゴル政府の承認を取りつけるように折衝いたしました。その結果、五月の二十六日に至りまして、モスクワ駐在のモンゴルの大使から中川大使に回答がまいりました。八月一日以降の時期において日本の募参団を受け入れ

○吉良説明員 人選の問題につきましては、外務省としては、厚生省及びいま申し上げました未帰還問題協議会のほうからの御連絡を待つて、それをモンゴル政府に通報するということになりましたので、実質的な人選は厚生省のほうでございませう。実質的な人選は厚生省のほうでございませう。実質的な人選は厚生省のほうでございませう。実質的な人選は厚生省のほうでございませう。

○河野(正)委員 少くともこの委員会の席上において、未帰還問題協議会と協議の上というふうな御発言があつておるわけですから、それはやはり政府と列だというように理解される。ですから、厚生省と各關係団体が協議なさる、相談なさるということにはけっこうです。これは当然政府の責任においてやるべきじゃないのですか。

各方面と御相談になってやられることである。われわれは、そのきまつた団員の数とか氏名を外ルートを通じてモンゴル政府に連絡する、そういう役目を外務省はやっておる。そういうふうに了解しますので、私が先ほど外務省が厚生省と御相談し、また、その未帰還問題協議会と相談してというふうな、そういう印象を与えたかもしれませぬけれども、それは私の間違いでございますので、この際訂正しておきます。あくまでもこれは、厚生省が関係方面と連絡の上、決定されるべき問題だ、そういうふうな了解しております。

○河野(正)委員 いま訂正なされましたからそれならけっこうですけれども、ちょっとあなたのお答えを聞いてみると、厚生省と未帰還問題協議会と相談しておやりになる、こういう御答弁ですから、やはり国民の広い視野に立つてこういう問題を解決しなければならぬのに、なぜ一部の団体で行なわなければならぬのかという疑問を持ったわけなんです。というのは、今日まで慰霊団とかいふものもたくさん出ておりますけれども、その中で、どうも国の責任でやるという性格というものがないんだん薄らいできているのです。一部の団体でやるというふうな性格が非常に強まってまいっております。だから、私は、こういう終戦処理というものは国の責任においてやらなければならぬものだ、こういう主張を続けてまいっておりますので、いまあなたが訂正なされましたからいいですけれども、訂正なさらなかったら徹底的に追及しようと思っておったが、訂正なさったから一応了承します。

もう一つ承っておきたいのは、墓参団ということであるが、この遺骨についてはどういう計画になっておりますか。

○実本政府委員 もちろん、墓参団は墓参が目的でございますが、遺骨につきましても、厚生省といたしましてはできましたら遺骨の収集につきまして一つの計画を立てて交渉してまいりたい、かように考えておるわけでありませう。

○河野(正)委員 それならその資料はございます

か。

○実本政府委員 厚生省のいま持っております資料といたしましては、墓地の確認をした資料でございます。遺骨の的確な資料というものは、いま厚生省としては的確な資料を持っていないわけでございます。

○河野(正)委員 そこで、モンゴルの問題ですけれども、これは南太平洋でもまた東南アジアでもそうですが、政府は慰霊団を派遣するけれども、的確な資料というものをつかんでおらぬ。そこで、せっかくやっていたいたたけれども成果というものがあがらぬという実態があるわけですね。これは、具体的にたくさん資料を持っておりますから後ほど申し上げますけれども、せっかくおやりになるならば、やはりそれ相応にきちっと資料というものを把握して、それだけのそれ相応の成果をあげてくるということでないか、私は非常に残念なところがある。ですから、実際の遺骨の遺骨というものがどの程度あるんだ、あるいは墓地というものがどの程度あるんだ、せっかく墓参団としてモンゴル政府の好意で行くならば、その墓参団がどの程度の成果をあげてくるんだというくらい具体的な計画というものが必要だと思っております。ただ漫然と、モンゴル政府が好意的に了解してくれただけから、さあ行きましようというところじゃ困るんです。これは後ほど、フィリピンの問題その他がございしますから申し上げますが、非常にそういう点は厚生省の計画がございします。それはどうですか。

○実本政府委員 モンゴル関係の墓地の確認されているものにつきましては、千九十五名が墓地が確認されているものでございます。それから墓地の確認できないものにつきましては四百三十四名、それから現地からの携行名簿によりまして氏名の判明いたしました方々については、千五百二十九名というふうな数字を持っております。

それから墓地の位置もアムラルト、ボジルボロ、スフバートル、ユルイといった墓地について

の資料も持っておりますわけですが、遺骨につきましてもそのものの資料といたしましては、まだ的確なものを入手しない状態であるわけでありませう。

○河野(正)委員 そのモンゴル地区の死没者の数は、推定大体どのくらいですか。

○実本政府委員 死亡人員が大体千七百名というふうな推定人員が出てまいっております。

○河野(正)委員 せっかくモンゴル政府の好意で墓参が実行されるということになりますれば、ひとつ具体的な綿密な計画を策定して、最大の成果をあげていくというふうな御努力願いたいと思っております。これはその他の地域を見てもみますと、せっかく政府がやったけれどもあまり成果があがっていないわけですよ。ですから、モンゴル政府の問題は、こらばぬ先のつえじゃありませんけれども、ひとつ綿密なる資料をもとに、細心の注意を払って最善の成果をあげてくるという方向へぜひ御努力願いたいと思っております。これは若干日にちがございしますから、そういうことでお願いしたいと思っております。

そこで、たくさんあるわけですが、いまモンゴルの墓参問題で指摘いたしましたように、太平洋の中でもまだ遺骨なり、遺品がたくさんあるといわれておるわけですね。なるほど昭和二十八年、政府の慰霊団が渡りまして一応の収骨作業は終わったということになっておるわけですね。ところが、この太平洋諸地区を回ってきた、たとえば太平洋戦史研究家の児島襄という人の言によりますと、遺骨、遺品が散乱しておる。そして昭和四十年八月には遺族慰霊団が渡っておられるわけですね。そしてサイパン、トラタック、グアム島の三つの島から、百体の遺骨と五十点の遺品を持ち帰っておられるわけですね。ところが、もともサイパン島地域では、五万数千人の将兵が投入されて玉砕されたという経過があるわけですね。そして、先般遺族の慰霊団も渡ってねんごろに慰霊をされたわけですが、この遺骨、遺品の収集というものは必ずしもうまくいっておらぬよう

でございます。そこで、こういった問題は人道上の問題でもありますし、もうすでに戦後二十何年かたった今日でございますから、やはり遺族にまかせるといふことじゃなくて、モンゴルと同じことですけれども、私は、国の責任においてやるというたてまえから政府の収骨団をあらためて派遣する、そうしてこの遺骨を収集したり、あるいは遺品を持ち帰ったりして、戦争のつめあとというものを一日も早く払拭してしまおう、こういう努力が行なわれなければならぬというふうな考えをわけでございますが、その点はひとつ大臣から、基本方針でございますのでお伺いいたしておきたいと思っております。

○鈴木国務大臣 太平洋諸地域におきましますところの遺骨の収集の問題につきましては、政府におきましては一通り今日までこれを行なつてまいりましたところでございます。しかしながら、御承知のように非常に広範な地域でもございしますし、わずかの日数と限られた範囲と人数で行ないました事情等からいたしまして、十分な収集等ができていないというようなことは御指摘のとおりであるわけでございます。したがって、今後におきましても政府といたしましては、特に大きな部隊が犠牲になりました島々等に対しましては、重点的に、また、情報等の確に入りまして地区につきましては、今後におきましても引き続いて遺骨の収集、また慰霊等につきましても政府として十分努力をいたしてまいりたい、かように考えております。

○河野(正)委員 そこで、重ねてお伺いをするわけですが、たとえばニューギニアとかインパール、こういった特殊な地帯は御承知のようないたしまして、例のガダルカナル、ガ島あたりは必ずしもそうじゃないといわれるわけですね。ところが、このガ島は、御承知のように飢えのほろの餓島ともいわれるように、非常に激戦地でございます。これは御承知のとおりです。ところが、ニューギニアの奥地であるとか、あるいはイ

ンパールであるとか、こういう地帯は別として、このガ島なんかの、ごろごろころがっておるといわれておる遺骨とか、遺品の収集は可能じゃないか。政府は慰霊団を派遣したりなんかしておるけれども、一つも成果はあげておらぬじゃないか、こういうふうな国民のほうの批判もあることは、もう政府も御承知だと思ふのです。そこで、このできるところ、できぬところ、この辺は多少私どもも事情があると思ふから、了承するのにはやぶさかではございませんけれども、やはり今後力を入れるといつても、ひとつ可能なところは格段の力を入れて善処を願いたいというふうに考えます。

そこで、私ばかり時間をとつてはいけませんから、はしょつて申し上げたいと思ふますが、特にフィリピンのごときは六十三万人の将兵が投入された、そして四十七万人が死亡した、こういうふうにいわれているわけです。そこで、今度の戦争の中でも最も犠牲者の多かったのはフィリピンである。さらに、そのフィリピンの中でもルソン島が一番大きな犠牲の払われた地域であつて、大体二十万人が犠牲をこうむつた、こういうふうにいわれているわけです。ところが、昭和三十三年政府が派遣いたしました遺骨収集団も、現地に派遣されはいたしましたが、収集してまいりました遺骨は二千五百六十一体という非常に粗末な数字です。これは遺家族に対しても非常に申しわけないというふうな数字です。四十七万が死亡したといながら、二千五百六十一体ではいかに少ないものであるか。そこで、先ほど御指摘申し上げましたように、ガダルカナル島の問題もございします。それからいま申しましたように、非常に極端なルソン島の問題もございします。こういう点はひとつ十分念頭に置いて、すみやかに措置が行なわれることを私は強く要望をしておきたいと思ふます。

そこで、そういった国民の批判があると思ふのです。政府は慰霊団を派遣するといつたが、いまのように四十七万人から死没者があるフィリピン

において、政府の派遣した慰霊団は二千五百六十一体しか遺骨を持ち帰らなかつた、一体政府のやつてゐることはお役所仕事ではないか、こういうふうな批判があると思ふのです。そこで、そういう批判から、もう政府は頼むに足らぬというところで、最近では民間で慰霊団を送る、あるいは遺骨収集団を送る、こういう空気が非常に高まつてゐることは御承知のとおりだと思ふます。最近では、ルソン島へ行つてゐますよ。ところが、これらの問題は民間がやるべきではなくて、これは、戦争をおつ始めましたのは政府ですから、やはり政府の責任において当然おやりになるべきだと私は思ふのです。その際に、民間の方々に対して、ある程度の助成をなさつて参加を願うというふうなことでもけっこうですけれども、いまの事態は、全部民間の人が自分たちの金を出し合つて、そして政府でやるべきことを肩がわりをしてやつてゐるわけです。こういうことでは、ほんとうに終戦処理に対して政府が熱意を持つてやつておるといふことにならぬと思ふのです。ですから、そういう政府に対する批判というものが、民間の慰霊団とかいうかっこうになつてゐるわけですからね。こういう点も政府として大いに反省なさるべきだと思ふます。それはむしろ遺家族、遺児として現地に行つて、そして自分のむすこや自分の父がなくなつた地をねんごろに慰めて、こゝろという心情は、私もよくわかります。しかし、もともと慰霊団といふものは政府の責任でやるべきものである。民間側の乏しい金をはたき合つてやるべきものではない、こういうふうにかへるべきです。そこで、いまの民間、特に遺族会を通じてやつております慰霊団の問題については、特に政府として反省していただきたいというふうに考えるわけですが、この点もひとつ厚生大臣から御見解を承りたいと思ふます。

○鈴木内務大臣 河野さんから御指摘がありましたように、遺骨の収集は、これは政府の責任で行なうべき仕事でございします。先ほどお答えを申し上げましたように、政府といたしましても、今日

までできる限りの努力をいたしてきたところでありますが、いまだ十分でない地域が残されておるといふことにつきましては、御指摘のとおりでございします。したがつて、今後遺骨の収集につきますことは、関係国と交渉をし、その協力を得まして、引き続き遺骨の収集につきますことは政府の責任で進めてまいる、こういう方針を持つて、四十一年度の予算におきましても、遺骨収集の予算を計上いたしておるような次第でございします。慰霊団や墓参団等の問題につきましては、政府といたしましてもできるだけの世話をやいておるところであります。また、遺族団体あるいは戦友団体等が慰霊のために現地に参る、そして慰霊祭等を行なうといふことにつきましては、これは御遺族であるとか戦友の方々の心情も十分察せられることでございします。できるだけこのことが適正に行なわれまうように、政府としても十分な指導を加えてまいりたい、このように考えております。

○河野(正)委員 なるほど、民間の方々か現地に参つてゐる、そして自分の父やむすこの霊を慰めよう、そういう心情は私もよくわかります。ところが、実際の現地においでになつても、もちろんそれは民間のことですから、交通の非常に便利のいいところということにならうと思ひます。大体いま実施されております計画を見ても、そのような事情のようであります。ところが、この二十数万の遺骨が残つておるといわれておるフィリピンのルソン島なんかは、交通の便利などところではないんです。交通の便利じゃないところにあるのです。そこで私は、やはり慰霊団の方々が参られて、そして戦没者の霊を慰められるといふことは非常にけっこうなことだと思ふのです。しかし、やはり国が強力に手を差し伸べなければ、それは万全の成果というものはあがられぬと思ふのです。ですから、一昨年も私、フィリピンに参りました。そしてフィリピンの遺骨の状況等について、外務省の出先についていろいろ伺ひしたわけです。ところが、参事官

はおられますけれども、ほとんど御存じないんですね。結局そういうことでは、行つても私はたいした成果はあがらぬと思ふのです。ですから、政府が今度慰霊団を派遣した。ところが、二千数百体の遺骨を持ち帰つたといふことでしよう。これはやはり現地の準備といふものが十分できてないからですよ。だから私は、現地の準備といふものが十分できておれば、せつかく政府が派遣すれば、かなりの成果といふものはあがるだらうと思ふのです。たとえばルソンの山の中に行つてから、まだかなりの遺骨といふものはあると思ふのです。それはもう二十年たつておりますから、風化したりあるいは埋没したりといふこともありましよう。しかし、かなりの遺骨が収集できると思ふのです。ところが、なかなか思うように成果があがらぬといふことは、やはりこの資料の収集といふものが的確でないといふことだと思ふのです。この点について、外務省からそれぞれの出先について、何か指示か指導がなされたことがございしますか。この点外務省いかがですか。

○吉良説明員 ただいま御質問の件でございします。慰霊団ないしは遺骨の収集につきますことは、厚生省の御依頼に依つて、従来出先のほうでは十分協力するように、一般的に、ケース・バイ・ケースでございしますが、本省のほうから現地のほうに言つておるわけでございます。今後またいろいろなケースにつきますしては、ケース・バイ・ケースに、厚生省の御依頼に依つて、現地公館としてできる限りのことをやうていくというふうにかへております。

○河野(正)委員 それなら厚生省は、外務省なり現地の出先公館についてどういふ協力を求められておりますか。

○実本政府委員 先生のお話のように、遺骨の収集につきますしては、厚生省が中心になりまして、外務省と一体になりまして、外務省の出先である当該在外公館の協力を得て進めてまいらなければ、かりにいま御指摘のように、政府のある一事業年

度の事業として遺骨収集団を派遣いたしましたし、
も、ある時期に限られた範囲内で、しかも行きま
す人間に限られておりますので、そのあがる成
果というものは、やはり先生のおっしゃるよう
に、その当該地域における在外公館その他の常時
現地に所在している機関に、いろいろな調査な
り、あるいはたくさん露出していろいろな個所な
りの的確な調査をして準備をしていただくとい
うことが必要でございます。そういう意味におき
ましては、在外公館長会議などの場合におきま
して、厚生省から外務省のほうに、いろいろそ
ういった意味での御協力を願いますように御連絡
を申し上げて、協力の徹底を期している次第でござ
います。

○河野(正)委員 お答えは非常にきれいですけれ
ども、私も実際あちこち回って見て、ほと
んど外務省と厚生省が一体になって、この未
帰還者の問題の処理について協力体制を確立し
ておるといふには理解するわけにはまいりませ
んよ。

そこでお尋ねしますが、それならば二十数万の
死没者があるといわれるフィリピンの遺骨収集
について、いままでも把握された資料のもとでは、今
後どうやれば最大の成果があげられるというよう
にお考えですか。

○実本政府委員 現在におきまして政府が直接遺
骨の収集団を編成いたしましたに当たるとい
う計画は、先ほど来から御指摘の、非常に遺骨が
山野にそのまま放置されていることが目立ってい
るというふうなものにつきまして、政府といたし
まして遺骨の収集の計画を立て、今年度もそうい
うケースとしては南方地方が多うございまして、
ペリリュー島それからニューカレドニア島を対象
にいたしまして目下その遺骨処理の収集計画を具
体的に進めておるわけでございますが、フィリ
ピンのケースにつきましては、お話のように非常に
数が多いございまして、しかも前回の、三十三年
に参りました政府のフィリピンの遺骨収集の關係
では、御指摘のように約二千六百体の遺骨を納め

たまになつておるわけでございます。これにつ
きましては、常時現地の大使館からはその後の遺
骨の状況につきまして情報をとっておりませんが、
その遺骨の決定的な処理方法というものは、一
はり依然としていたしまして二十数万のほりです戦
没者のすべてをこちらに持ち帰るといふふうなこ
とはとてもむずかしいございまして、そういう
戦没者の遺骨に對します処理というものを何か
のかっこうでしなければならぬというふうなこと
で、目下その処理の方法について部内で検討いた
しておるわけでございます。

○河野(正)委員 聞いていますと、ここのほう
がだんだん熱意がなくなつてしまふのですよ。そ
れは私も、二十数万の遺骨が帰ってくるとい
ふふうに理解はしていませんよ。こんなことは
重々承知してはいますよ。しかし、二十万からの死
没者があるといわれておる。これはルソン島だけ
でさうです。レイテもありまして、レイテも御承知
のように八万五千の将兵を投入しておるわけだ
す。ですから、フィピン全体とすれば四十万か
らの死没者があるわけだ。だから、少なくとも
四十万の死没者の中で国民が納得のいく数字ぐら
いは収集してもらわぬと、遺家族としても浮か
び上がれぬと思うのです。ところが、二十万とい
われておるルソン島に派遣をして、収集できた
遺骨は二千五百六十一体というのでは、国民とし
ても納得できぬと私は思うのです。それならば、
今後どうすれば国民が納得するだけの遺骨が収集
できるかという対策は、もう戦後二十年もたつて
いるわけですから、だんだん歳月がたてばたつ
ほどこれは困難になつていくわけだ。ところが、
それがいまもって明確に具体的な案が出ておらぬ
というところは、国民としては浮かび上がれませ
んよ。

○実本政府委員 御指摘のように、一例をフィ
ピンにあげますれば、政府の遺骨収集団が持ち帰
りました遺骨といたしましてはそのほんの一部
にすぎない、残りの遺骨を待ち焦がれている遺族
の心情を思いますときには、これにつきまして、
何かさういった意味での最終的な処置でお報いす
る方法を考えなければならぬことは確かござ
います。

補足いたしますと、政府の収集いたしました遺
骨以外に、旧陸海軍によつて持ち帰られましたも
のが九万二千四百七十五体、それから米軍により
まして昭和二十四年一月に送還されてまいりま
したものが四千八百八十八体、それから先ほどの政府
が参りましたときの遺骨収集の数が二千五百六十
一体ということで、約十萬体につきましてはさう
いう意味で持ち帰つてはおるわけでございます
が、それにいたしまして二十万の犠牲者に比
べますとその半数以下ということ、その残りは
まだ向こうに眠つておるといふことございま
す。

○河野(正)委員 いま十萬という数字を示
されたが、それはほんとうの遺骨ですか。

○実本政府委員 これは各都道府県の世話課にお
きまして、各遺族に遺骨を伝達した数の集計でござ
います。したがしまして、それは遺骨というこ
とで届けが出てまいっております。

○河野(正)委員 それならば、私は具体的な事例
を引き出しますから明らかにしていただきたい。
私のところも義弟の遺骨をいただきました。何も
入っていませんよ。それをあなた、国会の席上
において、十萬の遺骨を持ち帰つたなんて言えま
すか。私の義弟の遺骨箱の中には何も入っていま
せんよ。あなたが国会の席上において、私の質問を
かわすために十萬の遺骨を持ち帰つたというよう
なことを言われるのならば、私はもう多くを言
いません、この遺骨の問題一つを解決してくださ
いよ。

○実本政府委員 河野先生のお尋ねの件でござ
います、四十万の犠牲者の方々につきまして、
先ほど申し上げました約十萬近い方々には遺骨が
帰つておりまして、残りの三十八萬の方々につ
いては霊壘、位はいが帰つてまいっておるわけ
でございます。いま先生のお尋ねの件は、霊壘のほ
うをお伝えしたのではないかとさういふふうに考えら
れるわけでございます。

○河野(正)委員 そうしますと、遺家族に對して
はどういう区分がしてありますか。

○実本政府委員 遺骨を引き取るべき遺族がわ
かつておりますものにつきましては遺骨をお返し
いたしましたわけでございますが、その他のものにつ
きましては、遺骨がお届けできないものでござ
いますから霊壘をお渡しした。こういうことで霊壘
と遺骨が遺族の方に届いておるわけございま
す。

○河野(正)委員 いまそれぞれ慰霊団が参りま
して遺骨を二千五百体収集いたしましたし、だれの
遺骨かというところは明らかになりませんよ。そ
うでしょう。そうすると、そういう遺骨というもの
は一体どういう処理がなされるのですか。

○実本政府委員 これは厚生省にその遺骨を保管
いたしましたし、そして遺族のわかりませんもの
につきましては、象徴遺骨として千鳥ヶ淵の墓苑に
お納めするといふふうな方法をとつて御慰霊申
上げておるわけでございます。

○河野(正)委員 そうしますと、十萬近い遺骨が
持ち帰られたというものは、これはすべてだれの遺
骨だということが明らかにしたものが十萬近く
あるということですか。そういうふうには理解して
いいですね。

○実本政府委員 そのとおり理解していただい
てよろしくございします。

○河野(正)委員 その十萬近い遺骨は主としてど
の時点で帰つてきたか、ひとつその年次を明らか
にしたいでございます。

○実本政府委員 旧陸海軍が持ち帰りました約九
萬二千体につきましては、二十一年の春までに持
ち帰られております。それからその次の米軍によ
りまして送還されました約四十八百体につきま
しては、二十四年の一月にボコダ丸という船で送り
返されてまいっております。それからあととは、三
十三年の一月三日の遺骨収集団によりまして約二
千五百体でございます。

遺骨というものは九万二千体あるということですが、それならば、二十一年の春までその遺骨というものはどこに安置されていきましたか。

○美本政府委員 戦友が持ち帰られましてあと、それぞれの都道府県の世話課のほうで保管していただいております、こういうことになっております。

○河野(正)委員 二十一年春までに持ち帰られたということでしょう。そうしますと、それは十八年もある、十七年もあるということでしょう。そうしますと、年次的にいつて——フィリピンで非常に戦争状態が激化してから問題だったのです。だから、遺骨も大部分はその時点だと私も思うのです。ところが、私も軍医で参加しておりますので実情をよく知っているんですよ。ですから、フィリピンでの戦没者があるとするならば、それはもう終戦末期のことですね。おそれ、九万何体という遺骨があれば、その大部分というものはその時点のものだと私は思うのです。そうすれば、戦後少なくとも戦友その他が持ち帰ったということになりますと、私は、九万二千の大部分は戦友が持ち帰ったということにはならぬだろうと思うのです。というのは、フィリピンの北側も南側も同じことですから、レイテは除いても同じことですから、ほとんど全部がもう自分の命を保つていくのが精一ぱいの実情です。ですから、私も病院付で長いこと患者をみてまいりましたけれども、一切の書類も遺骨もなくして帰ってきたというのが現状ですよ。そうすると、九万二千体の遺骨が帰ってきた二十一年の春までということになるならば、十九年が何体であるのか、十八年が何体であるのか、その年次の数字をひとつお示し願わぬと私は納得するわけにまいりません。

○美本政府委員 いまちょっと手持ちの資料がございませんので、その年次のやつは調べまして後刻御報告申し上げます。

○河野(正)委員 それならば、少なくとも日本とフィリピンの戦線との間に交通が可能であった時点と、交通がとだえて全然交通が不能になった時

点があるとは私は思うのです。おそらく終戦の半年かそれ前後から、ほとんどフィリピンとの交通はなかったと思うのです。その時点を区分してどの程度か、ひとつ明らかにしていただきたいと思っております。

○美本政府委員 その点も、いまちょっと資料がありませんので、後刻さつそく調べまして御報告したいと思っております。

○河野(正)委員 数は要りません。大体何万だとか何千だという数字くらいはおわかりだと思っております。ですから、大体の数字をお示しした方がいい。十万という数字ですから、大体のことはわかるでしょう。

○美本政府委員 とうとう遺骨でございますので、その点よく調べまして……。

○河野(正)委員 大体でけっこうですから言ってください。交通がとだえてから以前と以後、大体何十、五割、六割でもいいから言いなさい。十萬という数字だから言えるはずですよ。

○美本政府委員 ちょっといま大見当もつきかねるのでございまして、あとで御報告申し上げますと思っております。

○河野(正)委員 はつきり申し上げますが、あなたのおっしゃっている答えには非常にごまかしがあるわけですよ。というのは、私は率直に言つて、現地に今日二十数年間朽ち果てておる遺骨がどれだけ帰ってきたかということをごで究明しておるわけですよ。あなたが原隊とか府県とかおっしゃっておるの、内地に残していったつめとか頭髪とか、そういうものを返しているんですよ。だから、そういうものも合わせて九万何体と言ふん

で、フィリピンの山野でなくなっているわけですよ。その遺骨が帰ってきたかと言っているわけですよ。それを内地に残していったつめとか頭髪というものを返しておいて、九万何体遺骨が帰りましたというごで困るのです。あなたたちがそういう役人的なことをおっしゃるから、私は言っているわけですよ。

さらに言いますよ。私は多く言いません。さらに言いますが、それは韓国の遺骨、いろいろあるのです。なぜ私がそういうことを言うかというところを最後にここで言いますと、これは私は予算委員会でも一べん言ったわけですが、援護局の幹部が、名前もわかりませんが、当時の陸海軍の分布状態から遺骨の分布場所というものは大まかにはつかんでいけるが、最近では風化もはなはだしく収集しにくいし、また、非常に巨費もかかるので政府はやれぬ、こういうことを言っておられるわけですよ。だから私はしつこく言うのです。厚生大臣がおっしゃるやうに、誠心誠意やりますというところから私も納得いたしますが、あなたたちの幹部がこういうことを言っているのです。これは新聞に出ておるんですよ。日本の著名な新聞にこういう談話を発表しておる。名前も言っていないで、名前も書いてある。戦争でばく大な金を使つておいて、なぜ今度遺骨収集で金が要つたらいかぬのですか。そうして、いまあなたがおっしゃるやうに、原隊に残していったつめや頭髪を返しておいて、そして九万の遺骨が帰つておりまして、それは手続上はそうでしょうけれども、実際の戦没者というものは現地で、山野でなくなれておるわけですから、その遺骨は現地にあらわけておるわけですよ。私が言っておるのはつめや毛髪じゃないわけですよ。やはり遺骨として、ほんとうに満足されるのはほんとうの肉親の遺骨なんです。だから、その遺骨がどれだけ帰つてきましたかと言つたら、得々と十萬近く帰つてきました、こういうことをおっしゃるから、私は憤慨するわけですよ。しかもあなたたちの幹部は何と言っているんですか。金がかかるからやれぬと言っているじゃないですか。だから私は言うのです。私は意地悪く言っているのではないのです。厚生大臣の気持ちには私はわかるけれども、実際やるのは事務当局がやるわけでしょう。その事務当局が、金がかかって困るんだ、やれないんだ、こういう新聞談話を発表しているじゃないですか。そしてあなたの答

弁には、私の気にさわるやうに、つめや頭髪を返しておいて、そして九万何十萬に近い遺骨が帰りました、こういう答弁をなさるから私は憤慨する。いままでできなかったらできなかったでいいから、今後こういうふうにやりますという誠意を示してもらえば、私は納得しますよ。ところが、幹部は、遺族から言われたらそういう新聞談話を発表する。そしてあなたは、事務当局からごまかしの数字を示されて、それを得々と御答弁なさるから、私は憤慨するのですよ。そういうことで遺家族に対して申しわけが立つと思いませんか。フィリピンの問題、同じじゃないか、私は現地の実態をよく知っているんだから。それこそ、少なくとも北部の状況というものは十二分に承知しているんですよ。それだから、あなたの答弁では納得できない。だから、できなかったらできなかったでいいのですから、そういう国民の批判があるわけですから、その批判を謙虚に聞いて、今後はこういたしますという誠意を示してもらえば私は納得するのです。それをこう言えはああ言う、ああ言えはこう言うから、私は納得できない。大臣、私が言っている気持ちはおわかりだと思つております。だから、この点はおそらく多々を言いません。ひとつ大臣から率直な誠意ある御見解を承れば私も納得いたしますから、ぜひ率直な御意見を大臣からお聞かせいただきたい。

○鈴木国務大臣 遺骨の収集につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、これは政府の責任で行なうべきものだという方針につきまして、今後多々の犠牲者が出ました所、また、情報等によつて山野におお遺骨が残されておるといふやうな地区に対しては、今後ともできるだけ努力を払つてまいりたい、かように考えております。

○河野(正)委員 私どもがいろいろ御指摘申し上げました心情というものは、大臣もよく御理解いただいたと思うのです。ぜひそういう方向で事務当局を叱咤激励していただいて、少なくともこう

百二十六万三千三百三十四件、こう言っておりますが、この間の三千余件はどういう理由で却下されたのか。

○実本政府委員 二千七百九十七件が未処理という状態で残っておるわけでございます。

○淡谷委員 退職後のケースとしてかなり多い数があるというのですが、これは法的にはどういふ趣旨からきたわけなんですか。まあこれは退職後にせよ、すぐなくなつても同じようなことになるのですが、そのところはどうか。

○実本政府委員 この退職後の事由により死亡したといふのは、一番わかりやすい例を一つ申し上げますと、退職後——軍人軍属の身分を去つてから相当な年数がたつて死亡した、あるいはチフスにかかつて死んだとかいふふうなことで、就職中の公務についておつたときの病氣と関連のない病氣で、しかも退職後相当な年数がたつて死んだといふふうなケースが多うございすものから、そういうケースがこれに集まつています。

○淡谷委員 つまり簡単に申しますと、戦争が原因じゃない傷病というふうには理解できるわけですね。戦争が病氣の原因になつたかならないかは、非常に疑わしい点が出てくると思うのです。たとえば精神病なんかの場合です。これは、初めは相当軽くて、ちよつと変わつてくるのか氣違ひかわからないし、だんだん大きくなつてきて、やはり氣違ひになつたという例もないわけじゃない。これは私も実例を見ておりますけれども、こういうことは何か救済の道はないのですか。

○実本政府委員 これはいままでにもこの委員会、先生あるいはほかの先生からもいろいろ御意見をいただいておりますが、公務についておりました期間中に罹病いたしましたものが、相当な潜伏期間をおいた後に出てまいるというふうなものと、それから、そんな潜伏期間も何もないにすく出てくるものと、二つのケースが考えられますが、潜伏期間とか、あるいは精神病のように、その当時そういった素因があつたのか、あつたのか、あるいはなかつたが、戦場という特

殊の環境のもとに、そういうふうな素因をそこでつくつたというふうな考えられますような病氣につきましても非常に判定がむずかしいところございまして、こういったものにつきましても、それぞれ専門の医者をも含めまして援護審査会において、そういうものをケース、ケースによつて判定する仕組みをもちまして、ケース、ケースで事をきめてまいる、こういうふうな現状であるわけでございます。

○淡谷委員 それは戦争から帰つて十年たつてから、屋根から落ちて死んだとか、あるいははつきりチフスで死んだとかいふのは問題にならぬと思ひますが、病氣の種類によつては非常に疑わしい点がありますね。これはあなたのほうで却下をしましても、本人としては、なかなかあきらめかねることがたびたびあるだろうと思ひますが、この救済法ですね。これまたこまかい手続の問題でございすが、どういふ道が開かれていゝるか、最終的の段階までお話し願ひたいと思ひます。

○実本政府委員 一度初度請求いたしまして却下されたといふふうなケースにつきましては、もちろん再審請求をすることができるとはございまして、再審請求を行ないまして、なおかつ言ひ分が通らなかつた場合には、一般の行政訴訟、司法裁判所で裁判して争ひ、こういうふうなことになるわけでございますが、再審の請求があらりましたものにつきましては、先ほど申し上げましたように、援護審査会の十分な審議をわすれずしまして、あらゆる方面から足りない資料とか、あるいはこういう事実についての資料がないだらうかといふような面で、いろいろ言ひ分が不明確であつたり、こういう点が欠けているからといったような資料指導をいたしまして、行政的には最後の審査でございますから、そういう面での配慮をいたしまして、再審請求についての処分を行なつておるわけでございます。

○淡谷委員 再審請求があつて、その要求がまた復活したという例は、どれくらいのパーセントを占めておりますか。

○実本政府委員 約三〇％再審請求が入れられてゐるという現状でございます。

○淡谷委員 残つた七〇％のうち、行政訴訟までいっているのは何％ありますか。

○実本政府委員 いま件数だけしかわかりませんが、行政訴訟になつておりますものが十件でございます。そのうち、死因関係に關しますものは四、五件というふうな記憶しております。

○淡谷委員 あとの、ごく数は少ないのですが、死因関係でない行政訴訟の理由というものは一体何ですか。

○実本政府委員 援護法では事実婚をとつておりますので、事実婚関係のケースがその残りの件数でございます。

○淡谷委員 この病氣についてはなおまたお聞きしたいことがありますが、たとえば死んだ場所がはつきりしないとか、午前中河野先生のお話もいろいろ聞いておりましたけれども、どうも死んだ場合は特にそうです。戦争に行つてゐる間の事情が不明確だといふような事例がある原因になつて却下されてゐる例はどのくらいあるんですか。

○実本政府委員 いま先生のお尋ねのような件は、いまのところ一件もないといふふうになつております。

○淡谷委員 しかし、病氣は、大体病名によつて区別はできてゐるんじゃないですか。戦争に最も關係のあるものと、あるいは潜伏期間が長いものとかいふふうな、これは疑わしいことがあるかもしれないけれども、罪のほうでは疑わしいものは罰せられなければならないものだと私は思ひます。援護してやらなければならないものだと私は思ひます。これは可能性のある病氣と、初めから見込みのない病氣とは、病氣によつて大體わかつてゐるものですが、そういう区別はないのですか。

○実本政府委員 その病氣の種類によります區別はいたしております。その病氣にかかつたのが、公務上にかかつたかどうかということが問題の中心でございます。いまも先生のおっしゃいます

たように、病氣の場合も、ほんとうに疑わしきとはみなとらうといふふうな考え方の一つのあらわれといたしましては、例の故意または重大な過失でその病氣になつたということが明らかでないものは公務病とみなすといふふうな規定がございしますが、そういう本人の故意でやつた、あるいは重大な過失でやつたということがほとんどはつきりしてないものは全部いただきますといふふうな態度で、そういう判定をいたしておるわけでありま

○淡谷委員 死傷の場合は、戦争に行くのがいやで指を切つたといふような例もあるかもしれませんが、めつたにないことなんで、これは大體争ひはないだらうと思ひますけれども、病氣の場合は、非常にデリケートな問題が出てくるだらうと思ひます。特に私がこの前から具体的な例でお話ししてまいりました問題、これはあなたのほうでは援護の中に入るのだと御答弁で言つてゐるわけですが、いまでもそのとおりでしうね。

○実本政府委員 らい問題につきましては、前々回の委員会でも先生からお話ございましたが、これは非常に潜伏期間の長い病氣でございまして、われわれのほうで、潜伏期間が大体五年から十数年といふふうな病氣でございまして、ほかの病氣と若干違つた角度から見なければならぬと思ひますが、らいだから全部公務病だといふふうにはいたしておりませんで、それやはり潜伏期間を計算に入れますと、公務の期間中にかつたものであるということがわかりますものにつきまして判断をつけてまいつておる次第でございます。

○淡谷委員 大體援護局のほうでは、何年ぐらゐの潜伏期を標準にしておるのですか。

○実本政府委員 援護局におきまします関係の判定を二、三申し上げまして御説明申し上げたいと思ひますが、援護局の場合は、大部分軍属にかゝる者が多いのでございまして、大體一年ぐらゐ

の勤務の間にに感染したと思われるケースがほとんどございまして、非常に長い年数たつて出てまいったというものはほとんどございせんものですか、こちらのケースといたしましては、全部公務傷病というところで裁定がおりておるわけでございます。非常に長い潜伏期間のあとで発病したというケースは全然ございせん。

○淡谷委員 それではひとつ恩給局にお聞きしたいのですが、恩給局のほうでは、援護局から回った書類が恩給局の段階で却下されたものは何%ぐらいありますか。

○大屋敷説明員 問題になりますのは、公務扶助料とそれから傷病関係の恩給だと思ひますが、公務扶助料につきましては、昭和二十八年軍人恩給が復元しましてから現在まで二百九十二万五千七百七十七件、これだけの請求がございまして、ただし、この請求の中には、転給と申しまして初度請求された方が死亡されてしまつて次順位者にかゝる、こういう場合の請求も含んでおります。それで、棄却しましたのが九千七百六十八件でございまして、

次に、傷病関係でございまして、恩給法では増加恩給と傷病年金の二つの年金がございまして、増加恩給につきましては、請求が二十四万三千九百五十二件ございまして、この場合も、増加恩給は有期の増加恩給がございまして、五年ごとに書きかへしますが、その請求も含んでおります。それで、棄却しましたのが一万一千二百三十三件ございまして、それから傷病年金のほうは二十三万三千二百二十三件、これも同じように再審査請求によつて切りかえた請求も含めての件数です。棄却の件数が三万八千八百八十六件、こういうような数字になつております。

○淡谷委員 この棄却のおもなる理由はどういう理由なんですか。

○大屋敷説明員 公務扶助料の場合は主として遺族関係、結局恩給法で申しますと遺族の要件がございまして、その要件にはずれた場合、それから内縁関係、こういうような方が大部分でございまして、それから傷病関係の恩給につきましては、

程度がないという場合、それから公務関係でない、こういう二つの種類がございまして。

○淡谷委員 これは恩給局としても、大体援護局と方針を同じにしておるのでしょうか。

○大屋敷説明員 遺族の範囲とか、あるいは法律の上ではっきり違つておる場合は別でございまして、公務の認定関係、そういうものは一致しております。

○淡谷委員 率直に申し上げますが、私は、いろいろの取り扱いについて、恩給局と援護局が若干違つてゐるのじゃないかと思ふのです。というのは、ここに実際の書類を持ってきたんですが、これはこの前に私、質問いたしました松丘保養園の中田常蔵という人の書類なんです。ごく最近のもので、これは昭和四十一年三月十四日付で内閣総理大臣から裁決がされてゐるわけなんです。相当長い間、これはいろいろあなたのほうに再審査の請求もあつたし、事情もいろいろある事実なんです。これは新しい案件ですから、あなたのほうでも十分おわかりだろうと思ひますが、この間の私の質問のときにはもうこれが出ておつたのです。急いでこの書類を借りたのですが、おわかりだつたら却下された理由をひとつお話し願ひたいと思ひます。

○大屋敷説明員 御質問のございました中田さんの件でございまして、この方は満州に勤務しておりました、復員後らいにかつた、こういうようなケースでございまして、らいを発病されたのが二十九年ごろだつたと思ひます。二十九年ごろにらいを発病されたというケースでございまして、その棄却の原因は、らいの発病と公務との間に因果関係がなかつた、こういう理由でやつております。

○淡谷委員 戦場におけるらいの状態というものはおわかりだろうと思ひますが、日本における管理のようには、いつておりません。満州でも、中国でも、あるいは南シナのはうはもっとひどいのですがね。それでいま援護局のほうでは、潜伏期間も五年ないし十数年あると言つていますが、これは入院したのが昭和二十九年でしよう。はつき

りらいとわかつたのが二十九年ですね。それは戦争と直接の関係はないかもしれませんが、援護局のほうでは、らいについては認めてゐるわけですが、どうも恩給局のほうでは、それが公務と関係がないというので却下してゐる。これはちょっと裁定のしかたが違つてゐるのじゃないですか。

○大屋敷説明員 傷病恩給につきましては、いろいろなケースはございまして、その認定につきましては画一的にどうのこうのというようなことはございせんので、やはりそのケース・バイ・ケースによつてその傷病と公務との間に関係があるかどうかということ認定しておるわけでございまして、この限りにおいては、厚生省と違ふ点はないと思ひます。

○淡谷委員 厚生省のほうに伺ひますが、いま言つたような恩給局の方針で、らいについて援護法による却下を行つた例はありますか。

○実本政府委員 厚生省の関係のらいのケースでございまして、いま手持ちの資料といたしましては、在職中に罹病したことがきつて明確なケースが多うございまして、ほとんどそういう長い潜伏期間の後に発病したというケースがございせんものですか、全部いままでのらいにつきましては決裁が行なわれておるわけでございまして。

○淡谷委員 恩給局のほうでは、らいに關しての扱ひはこのほかに何件ぐらゐつたんですか。

○白井説明員 ただいま傷病恩給を支給してゐる患者は約五百件でございまして。

○淡谷委員 いやいや、らいの人に支給してゐる例、もしくはこれを却下した事例はほかにありますか。らいに關してお聞きしてゐるのです。

○白井説明員 却下した例はございまして。現在らいの原因として公務傷病恩給を支給してゐる件数が約五百件でございまして。

○淡谷委員 却下したのはこれ一件ですか。

○白井説明員 却下したのは一件ではございせん。この中田さん一件だけではございせん。そのほかにもございまして。ここですぐ申し上げるだけの資料を持つておりませんが、件数はそのほかにもございまして。請求はありましたけれども、それは公務傷病と認められないというので却下した例はほかにございまして。

○淡谷委員 これは専門は厚生省のほうだと思ひますが、恩給局は、病氣に対する審査は審査会などでやるでしようけれども、従来のらいは、ほとんど認めた例が多いですね。恩給局でも五百件ある。この裁決書を見ましても、私にはどうも却下になる理由が見つからないのです。たとえば、潜伏期間を五年ないし十数年と見ますと、この人が自分であつたといふのが、やけどをしてかゝらなう。この病氣はなかなか自覚症状がないものだそうですが、やけどをして何かまめみいたな火ぶくれができたんでしようが、さつぱり痛みを感じなかつたというので、初めてそうじやないかというところで診断を受けた。したがつて、発見されました二十九年より前に罹病してゐることが明らかなんです。そういう点なども、援護局は本人についてよく調べになりましたか。しかも療養所の院長のはつきりした証明がついてゐるんです。それは全然らいなどなくて、潜伏期間のない病氣なら本人もあきらめいたしましやうけれども、戦争に行くまでは全然そういうことがなく、帰つてきて数年たつてからそういうことになつてくれれば、本人としては非常に残念なことだろうと思ふのですが、そういう配慮が恩給局のほうでなされたかどうか。

○大屋敷説明員 非常に専門的なことになりましたが、あれですが、傷病恩給は、請求がございまして、非常に長い期間たつてゐるものもございまして、その資料を集めるということが非常に困難を來たすわけがございまして、恩給局ではできるだけだけの資料を集めて審査をしております。特に傷病と公務の関係につきましては、専門の恩給審査会というものがございまして、専門の医者の御判断も願ひ、でき得る限り慎重な態度で調査を進めておる次第でございまして。この件につきましても、調査はできる限りいたしてあります。

昭和四十二年六月八日

○淡谷委員 これは厚生大臣。ひとつお聞きを願いたいと思うのですが、この裁決の書類がきのうきたばかりで、私これを見たのですが、「訴願人は願に対し無智であつたばかりに入國が遅れ、又恩給法についても知らなかつたばかりに請求が遅延して同人の立場を不利にしたものと思われ、現代医学では、願の感染発病等各人異にするものであり、又感染即発病の事例は殆んどなく、菌の長期潜伏を有するものであることは明らかであるところであり、訴願人の場合も右に合致しているものと確信するところであつて、さきの旧軍人として勤務したときのその勤務に起因して願に罹患したものと認め難いとする裁決には承服できない」といふのがこの訴願の理由なんです。私はさつきからの援護局長の御答弁によりまして、本人がこういうふうな理由で再審請求をしているのはもつともだと思ひます。「これに対し総理府恩給局長の弁明の要旨は、傷病恩給請求書、具申書等に添付された諸資料に基き検討したが同人の現在の症状は同人がさきに旧軍人として勤務したときのその勤務に起因したものであると認めることはできないところであり、そのことは、総理府恩給局顧問医の鑑定の結果によつて得られた結論である。というのである。」しかし、潜伏期間の非常に長いという、いま診断して、これは戦争中に罹病したものかその後に罹病したものか、これを判定する方法がありましようか。恩給局には無理でしょうが、厚生省のほうはどうでしょう。これはいまの医学上からいって、どういふものですか。

○実本政府委員 私どもは、そういう専門家でない関係上答弁する筋合いではないかもしれませんが、いろいろの行政を行なつております上におきまして、いろいろの行政を行なつたらい病に關する行政処分その他を行なうことがよくございまして、そういう場合に、らい病というものの潜伏期間の問題につきましても非常に幅が広がつてございまして、先ほど来申し上げております五年ないし十数年というもの、大体いままでにそういう行政処分をいた

しますときに非常に幅の広いものが与えられてゐるわけにございまして、そういう幅の広いものではもつと一律にケースをきめてしまつたといふことは非常にむづかしいといふことであつて、どうしてもやはりそれ以外の、そのケース特有の条件をさがし当てて、その条件とからみ合わせてきめていくといふふうなことをいたしてございまして、一般的にらい病についてのきめ手となりますマルクマールといふものは、ことに潜伏期間に關しましては実は持ち合わせてないもので、いろいろケースによつて異なつたものが出てくるわけにございまして。

○淡谷委員 これは大臣にも恩給局のほうにもお聞き願ひたいのですが、私はやはりさつき言つたとおり、これは如罰じゃないのですから、疑わしい者はとつてやれといふのが援護法の精神だらうと思ひます。また、その経過のことなんか見てみましても、「訴願人は、昭和十四年十二月一日現役兵として歩兵第三十二連隊留守隊に入隊し、昭和十五年二月十一日以來支那方面において軍務に服し、昭和十八年十一月二十日内地帰還、」そうすると長いですね。それから、「同年十一月二十八日現役延期解除除隊により旧軍人を退職したものである。」という。「昭和三十四年一月十六日づけの青森県知事山崎岩男作成の履歴書」による、これはうそはないと思ひます。それから、「帰郷後は日雇を業としていたところ、昭和二十三年二月頃」——二十三年ですよ。あなたのはうの書類なんですから、これに御注意を願ひたいと思ひます。「昭和二十三年二月頃右大腿前側下部に火傷を受け、その時疼痛を感じず該部及びその附近の知覚麻痺に気づき、昭和二十五年六月顔面腫脹し赤褐色を呈し全身倦怠感強し、昭和二十六年七月眉毛の脱落に気づき、昭和二十九年一月十四日青森県青森市大字石江字平山国立療養所松丘保養園に入所し、」となつてゐる。そうしますと、この入隊期間が非常に長くて、しかも発生したのは除隊後間もないですね。しかも本人は、そうなんてもなお入院しないで、二十年になつてから初めて入院してゐるという気の

毒な事情があるのです。ここで結構らしいと診断されてゐます。「昭和三十三年八月十日づけの訴願人作成の症状経過書及び同年八月四日づけの前記国立療養所松丘保養園長医師阿武秀直作成の証明書」によりますと、入所は昭和二十九年一月十四日、以來ずっとこのらしいの症状を書いてゐるわけですね。そうしますと、十年、十五年というふうなものでなくとも、除隊後二年か三年でも発病しておらなければならぬ。これははつきりあんなのはうの書類に書いてあることですから、十分ごらんになつておると思ひます。しかも、こういう事実をとらえて、あなたのはうの総理府恩給局の顧問医が戦争と関係ない発病だとなれば、これは一体納得できますか。よほどな名医かよほどの凡医です。これは厚生省は更生のために援護していらつしやるかもしれないが、恩給局は、なるべく恩給を出すまいとする態度でやつてもらつてはいかぬですよ。それではこれができないという積極的な理由はどこにありますか。あなたのほうではこれを打ち消すような資料がありますか。あなたのほうに資料があるというけれども、どういふ資料に基づいてこれは戦争中と関係がない発病とお認めになりますか。

○白井説明員 傷病恩給を裁定するにつきまして、もちろん法律に基づいて裁定いたしますが、法律に基づいてのいろいろの基準がございまして、なかなか感染とか発病とかむづかしい病氣であるが、戦地において発病した場合、あるいは戦地から帰つて一年ぐらゐに発病した場合は、これはもう公務と見る、こういう基準によつていままでの裁定がなされております。そういう線に照らしまして本件も処理され、判定されたんじゃないか、こう思つております。

○淡谷委員 あなたのはうで判定したのですから、そう思う、じゃしょうがないです。この人が自覚したのは二十三年なんですよ。もうやけどしてその痛みを感じないほどの病氣の状態であれば、発病をもつと早く見るのが正しい行き方じゃ

ないですか。なるべく落とそう落とそうと思へば、これはマイナスの要素が出てくるでしょう。さつきの援護局の方針のように、一年以内のものはほとんどおとつておる。そうすると、二十三年にすでに麻痺している状態になつてきて、間もなく顔がはれてくるというような重症になつてきた場合には、もつと早い場合の罹病といふことも考えたいのじゃないですか。私は態度の問題だと思ひます。おそらくは、いまの医学では、はっきりどこで発病したか、感染したかといふことは証明できないでしょう。それを、わずか一人か二人の問題、たくさんないと言ひますが、こういうことをことさらに意地になつて最後まで拒んでゐるというこの恩給局の態度は、よくはどうしても納得できない。何かあなたのほうで、こうした戦争中の発病にあらずといふようなことを具体的に立証するような資料があつたのですか。これは人権問題ですからね、お聞きしたいと思ひます。具体的なその資料をお見せ願ひたい。

○白井説明員 具体的にいうのは、先ほど先生もお読みいただきましたような十八年十一月に召集解除になりました、そして二十三年ごろにやけどがわからなかつたという状況、それから二十九年になつてはつきり発病と認められて入所した、こういう事実に基づきまして、先ほど申し上げましたような基準に照らして判定をしたわけにございまして。

○淡谷委員 それじゃ恩給局のほうは、らいに關してはこの潜伏期間を何年に見てゐるのですか。

○白井説明員 私は、それが何年と見たからという結論が出たかといふことは存じておりません。その結論は、潜伏期間とかさういふことがなかなかわからないから、したがつて、戦地勤務中に発病した、戦地勤務が終わつた直後に発病したといふものを公務と見る、こういう基準がつくられたんだと了解いたしております。

○淡谷委員 これは援護局、どうですか。全然逆じゃないですか。援護局のほうはよくわからないから認めると言ひし、恩給局のほうはわからない

から認めないという態度なんです。これはやはり援護に関する基本の姿勢の問題です。これを拒んで一体どれだけの利益があるのですか。疑わしいものはやはりとってやるのが法というものの精神じゃないですか。わかっているればよろしい、はっきり何年の潜伏期間なんだから、それ以外のものは認めないというのがわかればよろしい。それもわからないのでしよう。さっき私は所管系統の違うことを申し上げましたが、大臣、一体こんなふうに変わっていいものでしょうか、厚生大臣のお考えをお聞かせください。

○鈴木国務大臣 援護法並びに恩給法上における公務傷病の認定の問題は、これは両法の趣旨からいたしまして、私は違いがあってはいけない、また違いのないように審査をし、運用してまいる、こういう基本的な方針でおるわけでございませう。

ただ、いまのハンセン氏病は非常にむずかしい病気でございまして、厚生省におきましては、この病気の性質上、潜伏期間等の事情もございまして、はっきりと公務傷病というようにすることが確認されません場合におきましては、潜伏期間等の事情をいろいろ考えましてこの認定に当たっておる、こういうことでございまして、恩給局の面におきましては、いま御指摘があったようにはっきり公務中に罹病した、こういうことが確認されざる限りは、どうしても基準に照らして困難である。こういうハンセン氏病に対するところの考え方、この基本がいろいろ立場によってある、こう思います。恩給局の立場につきましては、これは総務長官の御方針は当委員会でも聴取をされて、そして御判断をいただいたほうがいいのではないかと、かように考えるわけであります。

繰り返して申し上げますが、基本的には恩給法及び援護法の公務傷病の認定の問題は相違のないようにやってみる方針、また、そういうたてまえて運用しておる、このことを申し上げておきたいと思ひます。

○淡谷委員 私がこのことを非常にしつこく追ひ

回すのは、一つの事例ではあるけれども、援護法と恩給法は精神において変わりがあるとはいけないと思ひます。しかもこれはあなたのほうの裁決書に従ひまして、この松丘保善園の診療録によれば、既成症ですが、よく氣をつけて聞いてください。昭和二十三年二月です、「右大腿前面下部に熱傷に因る水泡を発生せるも、該部に疼痛なく知覚麻痺に気づく、約三年半位前に顔面腫脹し赤褐色を呈す、」三年前です。全身の倦怠感強し、それより約一年後感冒に罹りその頃から頭髪及び眉毛の脱落、同じ頃から顔面及び上肢に皮疹発生し、次第に背部その他に発生今日に至る。」これは国立病院の既成症の記録によるものです。そうしますと、あなたの方のおっしゃっていることは実に冷たい審判じゃないですか。これはお医者さんがいるかもしれない、審査会があるかもしれないけれども、基本的な精神において、援護局のほうが一二年くらいに発生したものは認めている事実があるのに、こういうふうな書類をちゃんと見ておきながら冷たく突き返すということ、私はどうしてもがまんできません。これは厚生省と総務府とのこういう問題に対する態度が違うというならば、私は許しがたいことだと思ひます。幾らこの法律でさまざまなワタを広げても、これを当てはめる基準が違つてくれば、しかも恩給局と援護局が違つた立場に立つたならば、ますますこういうような不公平な格差のひどい待遇が出てまいります。これは法律改正以前に、政府としての態度をはっきり一致させる必要があると思ひます。疑わしいものはやはりやられたほうがよろしい。困っていることは事実あるのだし、しかも現在病院に入つて家族が困難していることは事実なんです。それをわすか一年以内に発生したからこれは原因がある、一年半あとだから原因がない、こんな機械的なお役所式の決定では、これは援護の精神に沿わないと私は思ひます。どうですか、これはあなたの方にお答えがなければ、総務長官に來てもらわなければならぬ。

○大屋敷説明員 先生のおっしゃられたことは

一理あることでございしますが、恩給は御承知のように非常に古い歴史を有し、しかもそのきめ方によりまして今日の給付形態ができておるわけでございします。それで先ほど第一課長から申し上げました基準は、非常に古い時代からずっと今日まで生きて続いております。ただ、現在の時代にマッチしないという点も見方によつてはあろうかと思ひますけれども、以後十分検討いたしてまいりたいと思ひます。

○淡谷委員 これはますます重大な御発言です。恩給法が古いから援護法とは合わないんだとなつてくれば、その援護法さえいまいちやうとなつておるのです。なぜ恩給法を変えない。これはあなたの方には無理でしょうね。やはり長官に來てもらひましょう。これは、やはりそういう考へ方はどうもおもしろくない。それでは、来るまで保留しておきます。

○竹内委員長代理 暫時休憩します。

午後二時四十五分休憩

午後三時開議

○竹内委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続けます。淡谷悠蔵君。

○淡谷委員 総務長官に御苦勞願つたのは、できるだけ恩給局の方だけで片をつけようと思つたのですが、いま援護法の一部を改正する法律案で、若干総務府と厚生省との扱いの点で一致しない点が出てきましたので、長官にひとつお聞きしたいと思ひます。

戦傷病者の公務による恩給、この問題で、いろいろにかつた人が戦争中にかつたか、その後にかつたのかという判定の問題なんです。これは御承知のとおり非常にむずかしい病気で、潜伏期間十数年潜伏している場合がある。それで、私は、この援護法の精神からいって、そうじゃないという積極的な理由のない事案は、これはむしろ認め

てやるべきが援護法の精神じゃないかというふう

に考へておるわけなんです。厚生省のほうではそう認めておる。それを、恩給局のほうでは、そうだとはいふ確かな証拠がないからこれは認めなかつたんだという、逆に、疑わしいものは認めないけれども、疑わしいものは認めないといふ調子で冷たく突き放しているのです。そのために、実例を申し上げますと、ある患者で長い間戦争に行つておつた者が、本人が自覚をいたしましたのは四年くらいであつて、自覚証状が出て、いま入院加療中なんです。これはかなり長い間恩給局のほうに、援護局のほうから書類が回つておりましたが、握りつぶされておりました。三月十四日にこれが却下されております。そういうと、あまりに厚生省の方針とあなたのほうの方針とがちがひがなものであります。まして援護法のほうは、また改定をしまして、もうやうな温情あるものにしてやうという場合に、恩給局は、恩給法が古いからできないんだという通り一べんのやり方でやられたのでは国民として納得ができません。特に給付を受けるほうは、恩給によつて年金によつて、金が入ればいいわけなんです。ほんとうの話は、そういうふうな事務上の、あるいは法律上の、違ひのために、一方においては厚く給付を受け、一方においては非常にきびしくこれが制限されるというふうになつたのでは、これは政府の方針としては明らかに矛盾した方向に進むと思ひます。それについての長官のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○安井国務大臣 ただいまの淡谷議員の御質問でございしますが、御承知のとおり、実は恩給法も継ぎ足し継ぎ足してやっておりますので、いろいろふぞろいの点もあると思ひます。援護法とこれを比較してみても、ある面では援護法が進んでいる、ある面では恩給法のほうが進んでいるといふようなアンバランスもあると思ひます。

そこで、私も、これをできるだけ前向きで平仄を合わせるというところは必要だと思ひまして、

恩給審議会というものを今度法律で起こしまして、恩給問題全部、それは援護法等とのバランスも考えながら、あるいは共済制度とのバランスも考えながらやっていくという事で、いまいろいろ御検討を願うたてまえになっております。

いま御指摘の例につきましては、さしあたってはこの恩給法の技術的なためからなかなか困難な問題があるかと思ひますけれども、私どもは、いまのような事情でこれはできるだけ前向きで考えるべき問題だということだと思ひます。また、そうしなければならぬと思ひますので、さしあたっては症状等差調査会という、その病気の程度によりましていろいろ限度を専門のお医者さんでやってもらっている調査会、さらに恩給制度調査会、こころは一応意見は聞かなければならぬと思ひますが、そういうものを経ました結果は、いまお話しのような方向で、今後また厚生省のいろいろな方針ともよく平仄の合うような方向で、ぜひ私どももこれは解決に向けた、こういうふうに思っております。

〔竹内委員長代理退席、委員長着席〕
○淡谷委員 これはこの一件だけなら私は別にこうしつこくは迫りませんけれども、ずいぶんこういう例があるのです。これはいいだけではありません。精神病もそのとおりです。さっきからの質疑応答の中で、らいと精神病は非常にむずかしいケースだと言われているだけ、これは疑わしい事例が多いのであります。しかもこの裁決書などを見ますと、これは佐藤総理大臣の名前で出ておりますから、総理大臣に来てもらうのが一番いいかもしれませんが、そこまではいきませんが、どうも却下の理由も非常に冷たく突き放しているのです。本人がもう数年にわたって訴えている実情を申し上げますと、この年金をもらわなければ、子供を高等学校にやることができないくらいに訴えておる。もう三、四年でしょう。この事案は申請されてから何年になりますか。

○大屋敷説明員 本事案は、傷病恩給請求をいたしましたのは昭和三十三年の八月二十一日でございます。三十五年の五月六日に請求棄却がありまして、次いで三十五年の七月二十二日に異議の申し立てが出ております。これに對しまして、昭和三十三年の八月三日と同じく公務否認という形で棄却されております。それで、昭和三十六年の三月七日に内閣総理大臣に対して再審査の請求が出ております。この再審査の請求につきましては、昭和四十一年の二月に同様な理由で棄却された、こういう経過になっております。

○淡谷委員 却下されるまでの間、何年かかっておりますか。

○大屋敷説明員 傷病恩給請求がออกมาしてから最終の却下の決定になりますまで、約七年間かかっております。

○淡谷委員 七年間だったら、これはいろいろの潜伏期みたいなものではないですか。しかもその最後はどうかという、長官は、一々このように書いてなければお聞きにならないでしようけれども、こういうことですよ。「訴願人は、旧軍人退職後昭和二十九年一月前記国立療養所松丘保養園において結節癰と診断されるまでの間、癰として医師の診断ないし治療を受けたことが全くないで、当該右下肢知覚麻痺が癰の徴候であり、その罹病が旧軍人在職中にあったと断定する主張を首肯することはできない。こんな理由が一体常識から考えて成り立ちますか。つまり、本人は知覚がないので、特にら病なんというのはいはるべく医者に見せたくないものだから、隠しておいたのしょう。その事実がはつきりわかっておるのです。それを本人が医者にかかったことがないからそれがらであったという理由にもならず、戦争中の発病の理由にもならないという、こんな冷たい理由で却下するのは、これは裁判所のほうがよほど温情がありますよ。しかもこういうことは、恩給によるものも年金によるものも、厚生省の援護局を経由して流れておる書類なんですね。同じ援護局でやったものも、その末端はやはりみんな町の世話役や何かやった仕事ですよ。最終的には非常に冷たく扱われて、一方からは

冷たい水が出る、一方からはあたたかい湯が出る、そのあたたいはうはますますあたたかくなつて、冷たいほうはますます零下以下に下がるというような状態で、これははなはだ国政としておもしろくないのじゃないですか。こういうことであつておる人はずいぶん多いと思ひます。こうした長い間むなししく期待して、しかも最後には非常に冷たい目にあつておる人たちが、この際何とか救われるような道を考えていただきたい。おやりになる考えはございますか。

○安井國務大臣 ただいま申し上げましたように、恩給法に非常に古い規則や法律もあると思ひます。そういうようなものが、いまの時点で援護法とバランスを見た場合に、非常におくれておるというふうなものは、これは正さなければならぬと思つております。そういう意味で、いまの恩給審議会も起こしまして前向きに検討しようということをやっておりますから、いまの御趣旨を体しまして、私ども前向きでこれは早急に検討を進める、こういうふうになしたいと思ひます。

○淡谷委員 このほかにもたくさん事例があると思ひますから、これを一つの例として、ぜひ早急に、改正される援護法とうまくマッチするように、同じ援護の局が両方の処置に差のあることがないように、十分ひとつ長官において配慮していただきたい。私はこの問題については長く言つておりますけれども、はつきり申し上げますが、どうも恩給局のはだざわりと厚生省のはだざわりは違ふのです。ですから、事務的に恩給を出せばいいのだというふうな気持ちでなくて、やはりこの法の精神というものは、総理府の所管の恩給局でも十分体得しまして、ひとつ新しい道を開いていただきますように要求いたしまして、私の質問を終わります。

○田中委員長 次会は明九日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後三時十四分散会